

## 茅ヶ崎市ネーミングライツ事業に係るサウンディング型市場調査実施要領

### 1 サウンディング型市場調査の実施にあたって

本市では、新たな財源を確保するとともに地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的として、「ネーミングライツ(施設に企業名や商品名などを冠した愛称を命名する権利を付与するもの)」事業を推進しています。

ネーミングライツについては、令和3年度に「中央公園」に初めてネーミングライツを導入して以降、令和4年度に「柳島キャンプ場」、令和5年度からは「市営水泳プール」へ導入する予定となっており、順次対象施設を拡大してきました。

更なるネーミングライツ導入施設の拡大に向けて、別紙1の対象施設へのネーミングライツの募集を検討するにあたり、その市場性や適切なネーミングライツ料、付与するパートナーメリット(※)等について、予め市内外の事業者からご意見を伺った上で、効果的な事業実施につなげるため、サウンディング型市場調査を実施することとしました。

本市のネーミングライツ事業が、市及び事業者、また市民にとって有益なものとなるよう、ぜひ本調査にご参加くださいますようお願い申し上げます。

※ パートナーメリットとは、ネーミングライツを取得した事業者(以下「パートナー」という)に施設名を命名する権利だけでなく、当該施設の利用するなどしたパートナーの希望に応じた特典を付与するものです。なお、各施設の利用上の制約により御希望に添えない場合もあります。

- <例>・年に数日、当該施設を利用したイベント・大会を企画する
- ・施設内への広告、物品等の掲出(モニュメント・オブジェなど)
  - ・当該施設の無償使用权(社員やその家族に向けてのイベントに利用するなど)
  - ・パートナーの商品等を展示するPRコーナー設置
  - ・施設の改修・メンテナンス等、技術提供、役務提供によりネーミングライツ料を減額、免除 等

## 2 サウンディング型市場調査の内容

### (1) サウンディング型市場調査とは

今後実施や募集を予定している事業について、その検討段階で民間事業者との「対話」を実施し、予め当該事業の価値向上のためのアイデアや市場性の有無について把握する調査のことです。調査の結果については内部検討を行う際の参考資料とし、必要に応じて募集要領等への反映を行います。

### (2) 調査対象

事業名	茅ヶ崎市ネーミングライツ事業
事業概要	<p>「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針(改訂版)」及び「ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、別紙の対象施設にネーミングライツを導入します。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市における広告に関する基本方針(改訂版)</li> <li>・ネーミングライツ導入ガイドライン</li> </ul>
対話内容	<p>別紙1の対象施設やネーミングライツの制度全般に係る次の項目について、広くご意見やご提案をお伺いしたいと考えています。</p> <p>ア どの施設にネーミングライツの魅力を感じるか等、本市のネーミングライツに係る市場性について</p> <p>イ ネーミングライツ料の水準について</p> <p>ウ 付与してほしいパートナーメリットについて</p> <p>エ 複数施設をまとめて一括で募集してほしい等の募集条件に関するアイデア等について</p> <p>オ ネーミングライツパートナーの募集にあたって配慮を要する事項(募集時期や契約期間など)や、より効率的・効果的な募集に関するアイデア等について</p> <p>カ その他(本市のネーミングライツ制度全般に関するご提案や、今回調査の対象としていない施設や物件等へのネーミングライツの導入についてなど)</p>
調査対象者	<p><u>別紙1の対象施設のネーミングライツに関心のある事業者や広告代理店</u></p> <p>※ 市内、市外の事業者を問いません。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。</p> <p>ア 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第2号から第5号までに該当する者</p> <p>イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者</p>

### 3 調査実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
サウンディング型市場調査 実施要領の公表	令和5年2月1日(水)
対話の参加申込	令和5年2月1日(水)から 令和5年3月15日(水)まで
対話実施期間	令和5年2月6日(月)から 令和5年3月20日(月)まで (土日祝日は除く)
市 HP 上での対話結果の公表	令和5年4月中旬頃(予定)
ネーミングライツ募集施設の決定・募集開始	令和5年7月以降(予定)

### 4 対話実施までの流れ

#### (1) 申込み

別紙「対話シート」を記入し、電子メール、FAX、郵送にて、期日までに茅ヶ崎市企画部行政改革推進室(詳細は「[6 問い合わせ先\(申込先\)](#)」を参照)へお申込みください。お申込みいただいた後、電子メール等にてサウンディング型市場調査の日程(対話を実施する日程)を調整させていただきます。

【申込期限】 令和5年3月15日(水)17時まで

#### (2) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は1事業者ごとに個別に実施します。

当日はご提出いただいた「対話シート」に基づき対話を進めてまいります。記載の内容にとらわれることなく、本市のネーミングライツ事業について幅広くご意見等をいただきたいと考えております。

【日 時】 令和5年2月6日(月)から令和5年3月 20 日(月)までの期間内(土日祝日は除く)で1日、30分から1時間程度。(サウンディング型市場調査参加の申込みをいただいた後、電子メール等により日時を別途調整させていただきます。)

【場 所】 茅ヶ崎市役所内の会議室等を予定しております。

【出 席】 茅ヶ崎市企画部行政改革推進室職員、施設所管課職員 等

## 5 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績については、今後の事業者公募における評価の有利・不利には一切関係ありませんのでご了承ください。

対話内容は今後のネーミングライツに関する内部検討にあたっての参考とさせていただき、必要に応じて募集要領への反映を行います。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話実施時点での想定のものとし、何ら約束をするものではないことを予めご了承ください。

### (2) 対話結果の公表について

対話の実施結果については、概要を市 HP 等で公表いたします。公表にあたっては、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表する内容については事前に提案者に対し確認等をさせていただきます。

なお、「茅ヶ崎市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

### (3) ネーミングライツ募集施設の決定について

サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、一定のニーズがある等、ネーミングライツの導入が可能と判断した施設について募集を行います。募集の開始時期は令和5年7月以降を予定していますが、サウンディング型市場調査の結果により変更する場合があります。

## 6 問い合わせ先(申込先)

茅ヶ崎市企画部行政改革推進室

所在地:神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電話:0467-82-1111(内線2531・2532)

F A X:0467-87-8118

電子メール:gyouseikaikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp